

1. 民間活用における知的財産保護の必要性

民間活用において、民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限に活用するためには、民間がアイデアを提案しやすい環境を整えることが重要である。一方で、民間の提案には、知的財産にあたる内容が含まれる場合があり、提案内容の公表などによって提案者が不利益を被らない環境を整備しなければ、結果として提案を躊躇させることにつながりかねない。

そこで、今後、民間からの提案を促すために、知的財産を含む情報の取り扱いの考え方を示す。

「知的財産」とは

高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報をいう。（「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」内閣府）

2. 知的財産を含む情報の取扱いの考え方

- 知的財産については、当該情報を公表しなければ事業者選定にあたっての公募要件等を策定できない場合を除き、公表しない。
- 知的財産に該当する情報を公表しなければ事業者選定にあたっての公募要件等を策定できない場合は、提案者の了承を得た上で公表する。その場合、事業者選定の際に当該提案者に対して一定の評価を行う。
- 知的財産に該当する情報については、提案者に理由とともに明示することを求める。
- 知的財産に該当するか否か判断が難しい場合は、本市と提案者の双方で知的財産に該当する範囲を明確化し、公表について決定するとともに、当該提案者の権利、競争上の地位、その他正当な利益の保護に努める。
- 事業実施後においてもなお、提案者のアイデアが知的財産に該当する場合には、当該提案者の権利、その他正当な利益の保護に努める。

3. 情報公開請求における取り扱い

原則として、川崎市情報公開条例に基づき、開示・不開示の判断を行う。

川崎市情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（中略）

（2）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものを除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの